

令和6年度事業計画書

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、県民全ての願いです。

県民の身近なところで発生している自転車盗などの窃盗事犯や高齢者を中心に被害の多い特殊詐欺事案、子どもや女性などの弱者が被害者となる犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための活動及び少年の健全な育成を図るための活動を関係機関・団体と連携して積極的に推進します。

1 防犯思想の普及と犯罪防止活動の推進

(1) 防犯団体等との連携の強化

各地区(町)地域安全協(議)会、タウンポリス、少年補導員、その他地域の自主防犯ボランティア団体などとの連携を強化し、自主防犯意識の普及・高揚と活動の実効性の向上を図る。

(2) 令和6年全国地域安全運動の実施(10月11日～同20日)

県警察と合同で、地域安全活動を強化するとともに、関係機関相互間の連携の緊密化により防犯意識の定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に実施する。

特に運動期間中は次の活動を行う。

- 地域安全パトロールの強化
- 自転車盗被害防止のための広報啓発活動
- 特殊詐欺被害防止にかかる広報啓発や教室の開催等の各種対策
- 児童に対する誘拐防止と不審者対応教室の開催
- 自主防犯パトロール団体の青色回転灯等装備車による学校周辺パトロール
- 風俗管理者等を対象とした風俗環境浄化対策

(3) 「安全安心なまちづくりの日・高知県民のつどい」の開催

10月10日に県警察との共催、県の後援による「安全安心なまちづくりの日・高知県民のつどい」を開催し、高知県防犯功労者等表彰式と四国防犯協会連絡協議会長表彰及び全防連会長表彰受賞者の伝達を行うとともに、大会宣言を採択するなど、県民の防犯意識の向上を図る。

(4) 薬物乱用防止活動の推進

県及び県警察と連携し、薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、薬物乱用防止のチラシを配布するなどの広報活動や薬物乱用防止活動の支援を行う。

- (5) 街頭犯罪である自転車盗の被害防止対策と被害回復の促進
 - ア 自転車盗難被害防止キャンペーンなどの広報活動を推進する。
 - イ 迅速的確な自転車の防犯登録を実施する。
 - ウ 自転車盗難被害防止モデル校の指定を支援する。
- (6) 古物営業の適法適正な業務指導
 - 古物営業者に対し、啓発資料「防犯こうち」を配付するなど、適正な営業について指導啓発を行う。
- (7) 金融機関等を対象とする犯罪の抑止対策
 - 金融機関、コンビニエンスストア、量販店に対して、犯罪発生状況を周知するとともに、犯人追跡用器材(カラーボール)の器材の効果的な使用方法などについて指導を行う。
- (8) 子供の見守り活動
 - 毎月第3木曜日(通称「三もく活動の日」)に児童の登下校時間において、正門及び周囲通学路での見守り活動を行う。
- (9) その他広報啓発活動の推進
 - ア ポスター、チラシなどを配布し、広報啓発活動を支援する。
 - イ 防犯協会ホームページ及び各種会議を活用した防犯広報を行う。

2 少年の非行防止と健全育成活動の推進

- (1) 高知県少年警察ボランティア協会や警察本部少年課と連携した「ふれあい少年サポート事業」を支援する。
- (2) 高知県少年警察ボランティア協会、警察本部少年課と共に青少年のインターネット利用に係る犯罪被害防止対策を推進する。
- (3) 各地区の少年警察ボランティア等と協力し、少年の各種スポーツ活動を通じて、少年の非行防止、被害防止等の保護対策を推進する。
- (4) 入口型非行である自転車盗の非行防止対策を推進する。
- (5) 各地区の団体や学校が行う街頭補導活動や非行防止を支援する。

3 風俗環境浄化活動の推進

「高知県風俗環境浄化協会」として、県警察、関係機関等と連携し、善良な風俗を保持し、風俗環境の浄化並びに少年の健全育成を図るため、風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を推進する。

- (1) 風俗環境に関する苦情処理
 - 風俗営業の健全化を促進するため、一般から寄せられる風俗営業所に関する苦情・相談・要望などについて、県警察等関係機関と連携し、適切に処理

する。

(2) 委託契約事業の推進

ア 風俗営業管理者講習の実施

風俗営業の適正化を促進するため、令和6年度の定期講習として、麻雀店及びゲームセンター店の管理者に対して、県下4箇所(延べ5回)の管理者講習を行うほか、必要に応じて、処分時講習及び臨時講習を行う。

イ 調査業務の実施

高知県公安委員会の委託を受け、高知・高知南・高知東警察署管内の風俗営業許可申請に対する調査業務、及び風俗営業の構造変更申請の現地調査活動を実施する。

(3) 適法健全な風俗営業の指導啓発

ア 管理者講習において、啓発資料を配布し、風俗環境浄化、少年の健全育成等の健全営業について指導啓発を行う。

イ 管理者講習、現地調査活動において、暴力追放高知県民センターと協力して暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の遵守を指導するほか、高知県内の風俗関連事犯の現状を周知して、同種事案の防止について指導啓発を行う。

ウ 高知県行政書士会と連携し、営業所への18歳未満者の立入禁止等の風俗営業業者に対する禁止行為・遵守事項について指導啓発を行う。

エ 少年指導委員の活動を支援することで、風俗営業における少年健全育成を図る。

オ 毎月10日を「風俗環境浄化強化日」と設定し、高知市市街地の風俗営業業者等に対して「防犯こうち」を配付して健全な営業を呼び掛ける。

4 防犯功労者及び団体の表彰

10月10日の全国地域安全運動「安全安心なまちづくりの日、高知県民のつどい」において県防犯協会長等表彰の授与と四国防犯協会連絡協議会長表彰及び全国防犯協会連合会長等表彰の伝達を行う。

(1) 高知県防犯協会長等表彰

ア 防犯功労者 (県防犯協会長・警察本部長連名) 16名

イ 防犯功労団体 (県防犯協会長・警察本部長連名) 4～5団体

(2) 四国防犯協会連絡協議会長等表彰

ア 防犯功労者 (四防連協議会長・中国四国管区警察局長連名) 6名

イ 防犯功労団体 (四防連協議会長・中国四国管区警察局長連名) 1団体

(3) 全国防犯協会連合会長等表彰

- ア 防犯栄誉金章（全防連会長・警察庁長官連名）1名
- イ 防犯栄誉銀章（全防連会長・警察庁長官連名）2名
- ウ 防犯栄誉銅章（全防連会長）6名
- エ 防犯功労団体（全防連会長・警察庁長官連名）1団体
- オ 功労ボランティア団体（全防連会長）1団体

5 防犯団体等が行う防犯活動に対する協力援助

- (1) 安全で安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材等を配布し、自主防犯活動を支援する。
- (2) 高齢者に対する特殊詐欺等の被害防止教室、児童対象の誘拐防止や不審者対応教室を支援する。
- (3) 各地区で実施される地域安全活動を支援する。
- (4) 青色回転灯等装備車両等防犯パトロール車の活動を支援する。

6 会議開催等

- (1) 当協会主催の会議
 - ア 令和6年度第1回理事会（5月8日）
 - イ 令和6年度第1回（定時）総会及び第2回（臨時）理事会（5月27日）
 - ウ 全国地域安全運動「安全安心なまちづくりの日、高知県民のつどい」（10月10日）
 - エ 令和6年度第3回理事会（令和7年2月）
- (2) 他機関主催の県内会議
 - ア NPO法人こうち被害者支援センター通常総会
 - イ 社会を明るくする運動高知県推進委員会
 - ウ 青少年育成高知県民会議総会
 - エ 高知県少年警察ボランティア協会総会
 - オ 高知県防犯設備協会総会
 - カ 高知県金融機関防犯連合会総会
 - キ 暴力追放高知県市民総決起大会
 - ク 高知県被害者支援連絡協力会定例会
 - ケ 高知県安全安心まちづくり推進会議幹事会
 - コ 少年指導委員研修会
- (3) 他機関主催の全国等会議
 - ア 四国防犯協会連絡協議会総会
 - イ 全国地域安全運動中央大会

- ウ 都道府県防犯協会専務理事・事務局長会議
- エ 風俗環境浄化事業運営管理者研修会